

別表（3）（学則第60条第1項関係）

1. 入学検定料（学部・専攻科）

項 目	金 額	備 考
学部（推薦・一般・社会人・帰国子女・編入学試験）	30,000円	
学部（大学入試センター試験）	10,000円	平成16年度大学入試センター試験より適用する。
専攻科	15,000円	

2. 学生納付金

① 学部

項 目	金 額		備 考
	春 学 期	秋 学 期	
入 学 金	280,000円	—	入学時のみ
授 業 料	355,000円	355,000円	
施設設備費	110,000円	110,000円	
実験実習費	20,000円	20,000円	
合 計	765,000円	485,000円	

② 専攻科

項 目	金 額		備 考
	春 学 期	秋 学 期	
入 学 金	120,000円	—	入学時のみ
授 業 料	174,000円	174,000円	
施設設備費	54,000円	54,000円	
実験実習費	12,000円	12,000円	
合 計	360,000円	240,000円	

- (1) 入学金は、入学時に納入すること。
- (2) 学生納付金は、出席の有無にかかわらず年額の2分の1をそれぞれ春学期は4月30日、秋学期は10月31日までの間に納入しなければならない。
- (3) いったん納入した学生納付金は、いかなる理由があっても返還しない。
- (4) 学生納付金未納の者は、単位認定をすることができない。

3. 科目等履修生、聴講生、特別聴講生納付金

項 目	金 額	備 考
検 定 料	10,000円	
登 録 料	10,000円	
履修料又は聴講料	1単位 10,000円	

- (1) 他の大学又は短期大学との単位互換協定等、学長が認めた制度に基づき登録された特別聴講生の学生納付金については、学生納付金の全額又はその一部を免除することができる。
- (2) 登録料は、聴講生には課せられない。

4. 研究生、研修員納付金

項 目	金 額	備 考
検 定 料	10,000円	
登 録 料	10,000円	
研究・研修料(1学期)	60,000円	

別表（４）（学則第 60 条第 2 項関係）

項 目	取 り 扱 い 細 則
1. 休学者	休学期間中でも学生納付金を納入しなければならない。ただし、所定の期日までに休学願を提出した場合に限り、次の額を減額する。 (1) 春学期、秋学期を通じての休学者：授業料年額の 2 分の 1 (2) 春学期又は秋学期のみの休学者：授業料年額の 4 分の 1
2. 復学者	学期の途中で復学した者は、復学した春学期又は秋学期の納付金を 30 日以内に納入しなければならない。
3. 再入学者	入学金のみ、規定の 2 分の 1 の額とし、授業料、施設整備費及び実験実習費は規定どおりとする。
4. 社会人入学者	社会人入試制度による入学者は、入学金のみ規定の 2 分の 1 の額とし、授業料、施設整備費及び実験実習費は規定どおりとする。
5. 編入学者	入学金、授業料、施設整備費及び実験実習費は、規定どおりとする。ただし、次の場合は、入学金を減免する。 (1) 清泉保育女子専門学校及び清泉女学院短期大学からの編入学者：免除 (2) 社会人入試制度（長期履修学生を含む。）による編入学者：2 分の 1 に減額
6. 専攻科入学者	清泉女学院大学からの入学者は、入学金、授業料、施設整備費及び実験実習費を規定の 2 分の 1 の額とする。
7. 留学生	1. 留学を許可されたものは、留学期間中でも学生納付金を納付しなければならない。ただし、留学期間に応じて、次のとおり減額する。 (1) 春学期、秋学期を通じての留学生：学生納付金年額の 2 分の 1 (2) 春学期又は秋学期のみの留学生：学生納付金年額の 4 分の 1 2. 留学期間の延長が認められた場合も、前項と同様とする。
8. 退学者及び除籍者	退学又は除籍された者の当該期分の納付金は、返還しない。
9. 停学者	停学期間中の学生納付金について、減免等特別な措置は行わない。
10. 留年者	1. 卒業に要する単位が、春、秋学期それぞれ 10 単位以上の者 ・ 授 業 料：半期 355,000 円 2. 卒業に要する単位が、春、秋学期それぞれ 10 単位未満の者 ・ 在 籍 料：130,000 円 ・ 単位登録料：1 単位につき 20,000 円 【留意事項】 (1) 卒業に要する履修科目の都合等で、秋学期のみの在籍であっても春学期の在籍料として 13 万円納入しなければならない。 (2) 施設整備費及び実験実習費は免除する。 (3) 1 年を通して履修する科目の単位については、春学期に算入する。

	<p>(4) 留年者とは、1年次入学者は修業年限の4年を、また3年次編入学者は同2年を超えて在学する学生をいう。</p> <p>(5) 留年期間中に、卒業に要する履修科目以外の履修については、単位登録料は課さない。</p>
11. 履修又は再履修者等	<p>(1) 標準修業年限を超えて在籍する者は、卒業する月が含まれる学期までの授業料を納入する。</p> <p>(2) 学則第38条（除籍）第2号により、在学年限を超えて在籍が認められた者（長期履修生）の取扱いは、この項を適用する。</p>
12. 外国人留学生	海外姉妹校・提携校からの留学生については、入学金を免除し、授業料、施設設備費及び実験実習費を規定の2分の1の額とする。
13. 同窓生子女入学者	同窓生（清泉女学院大学、清泉女学院短期大学及び清泉保育女子専門学校卒業生）の子女については、入学金のみ規定の2分の1の額とし、授業料、施設設備費及び実験実習費は規定どおりとする。

(注1) 学部及び専攻科の長期履修学生の学生納付金については、長期履修学生規程に定めるところによる。

(注2) 清泉女子大学、清泉女学院大学における姉妹校留学協定に基づく留学生の学生納付金については、当該協定書及び関連規程の定めるところによる。